

市民税・県民税の年金からの引き落とし（特別徴収）制度の見直しについて

この見直しは、平成28年10月以後に支給される年金からの引き落としについて適用します。

見直しの内容

・年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額（年税額）の2分の1に相当する額とします。具体的な徴収方法は下記のとおりです。

公的年金からの引き落とし						
支払い方法	仮徴収 (前年度の年税額の2分の1に相当する額)			本徴収 (年税額－仮徴収税額)		
	徴収月	4月	6月	8月	10月	12月
徴収税額	前年度の年税額の1/6	〃	〃	年税額から仮徴収された税額を控除した額の1/3	〃	〃

・年金保険者に対して特別徴収税額を通知した後に特別徴収税額が変更された場合や賦課期日後に当該市町村の区域外に転出した場合であっても、一定の要件の下、特別徴収を継続することとします。